○農林水産省告示第二千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区黒俣字セウタ六九四四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字大峯七〇二の一、七〇二の二、字クニハラ道下七〇四、字マジ七一六の一、字椎ノ沢七三〇の五、字久能尾向外戸七八一の一、字マジ川原八二〇、八四〇、字天白沢八六九の三、字大利八七三、八七四の二、八七四の三、字入崩八八二の一、字森野九四二、字久能尾上外戸一〇二九、字下島道上一〇九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒倉七一八、七一九、七三二、七三三、七三四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区上落合字黒倉七一八、七一九、七三二、七三三、七三四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒倉七一九・七三二・七三三・七三四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

○農林水産省告示第二千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区上落合字黒倉七一八、七一九、七三二、七三三、七三四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒倉七一九・七三二・七三三・七三四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区黒俣字セウタ六九四四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字大峯七〇二の一、七〇二の二、字クニハラ道下七〇四、字マジ七一六の一、字椎ノ沢七三〇の五、字久能尾向外戸七八一の一、字マジ川原八二〇、八四〇、字天白沢八六九の三、字大利八七三、八七四の二、八七四の三、字入崩八八二の一、字森野九四二、字久能尾上外戸一〇二九、字下島道上一〇九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒倉七一八、七一九、七三二、七三三、七三四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　秋田県能代市常磐字熊野堂三二の五、三五

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

(三)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊野堂三五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　保安林の所在場所　秋田県能代市常磐字大岱一三九の八

(一)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(二)　指定施業要件

(三)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊野堂三五（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　秋田県能代市檜山字蟹沢五一の一・字岩坂三六の三・字常磐渡一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

(三)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蟹沢五一の一・字岩坂三六の三・字常磐渡一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　保安林の所在場所　秋田県能代市檜山字蟹沢五一の一・二ツ井町梅内字岩坂三六の三、三九、字常磐渡一三

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

(三)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蟹沢五一の一・字岩坂三六の三・字常磐渡一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　秋田県能代市檜山字浜石川字石川八四

(一)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(二)　指定施業要件

(三)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蟹沢五一の一・字岩坂三六の三・字常磐渡一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　保安林の所在場所　秋田県山本郡八峰町峰浜石川字石川八四

(一)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(二)　指定施業要件

(三)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蟹沢五一の一・字岩坂三六の三・字常磐渡一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び八峰町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市矢島町荒沢字寒長根平一、三、矢島町元町字大休場二の二、三の一、宮沢字押田二〇の一三、二〇の一四、字備中田四一の七六、芦川字折林一三一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寒長根平一・三・字大休場二の二・三の一・字押田二〇の一三・二〇の一四・字備中田四一の七六・字折林一三一の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　秋田県能代市二ツ井町田代字水沢六二、六七、二二七の一、二二七の二、二ツ井町切石字館腰一二六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水沢六七・字館腰一二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）